

食安輸発0426第4号
平成22年4月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号(最終改正:平成22年4月20日付け食安輸発0420第1号)に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査により、下記の施設から輸出されたオーストラリア産牛肉について、腸管出血性大腸菌(O157)が検出されたことから、当該施設において処理等された牛肉の届出があった際には、腸管出血性大腸菌(O157)に係るモニタリング検査の頻度を届出数の30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2に追加しますので、ご承知の上、関係業者への周知等よろしく申し上げます。

記

対象施設: CONSOLIDATED MEAT GROUP PTY LTD (Est.7)